



## 全国町村会長新年挨拶



## 町村の優位性を活かして

全国町村会長 吉田 隆行

令和6年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

はじめに、この度の令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、「被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。我々も被災された町村に寄り添い、申し上げます。一日も早い復旧・復興に向け、全力で取り組んでまいります。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の感染症状上の位置づけが「5類感染症」へと移行され、平時への回帰が進みつつありますが、自然災害による甚大な被害や、国際情勢の不安定化に伴う物価高は、引き続き、国民生活に深刻な影響をもたらしています。

こうした中、昨年11月に閣議決定された「デジタル完全脱却のための総合経済対策」とその後成立した令和5年度補正予算により、「物価高から国民生活を守る」「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する」施策等が進められております。全国町村会といたしまして、政府と連携しながら、国民生活の安全・安心と地域経済の再生のために全力を尽くしてまいりますので、皆さま方の力強いご支援をお願い申し上げます。

我が国では現在、急速に進行する少子化・人口減少が大きな課題となっております。このため、

政府におかれては、昨年1月の岸田総理の施政方針演説以来、「次元の異なる少子化対策」の実現に向けて、さまざまな場で議論を進めてこられました。私も昨年7月の会長就任以来、「こども未来戦略会議」等の場で、町村が積極的に「こども子育て政策に取り組むための安定した地方財源と施策を担う人材の確保等」を求めてまいりました。

同会議での議論を踏まえ、12月22日に「こども大綱」等とともに「こども未来戦略」が閣議決定され、併せて、来年度の地方財政対策において、「こども・子育て支援加速化プラン」の地方負担分や地方の実情に応じて実施する地方単独事業（ソフト）の新規計上、「こども・子育て支援事業債（仮称）」の創設など、こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保が図られたところです。

また、昨年は、我々町村にとって重要な「食料・農業・農村基本法」や「森林環境譲与税」について見直しの議論が行われました。皆さまのお力添えをいただき、「森林環境譲与税」につきましては、来年度税制改正において、森林面積の譲与割合を引き上げることとされました。森林の現場に最も

身近な町村が、この貴重な財源を十分に活用し、森林整備や山村地域の再生等にさらに取り組んでいかなくてはならないと考えております。一方、「食料・農業・農村基本法」の見直しにつきましては、「車の両輪」である「産業政策」と「地域政策」の一体的な推進が図られるよう、引き続き国に訴えるとともに、農林水産業の将来にわたる持続的な発展に向け、多様な担い手の確保についても求めてまいります。

我々町村を取り巻く環境は一層厳しいものとなっておりますが、昨年の全国町村長大会において、法政大学の岡崎昌之名誉教授から応援メッセージをいただきましたとおり、町村こそが地域課題解決の最先端であります。「現場に近い」「住民に近い」「職員と近い」の3つの「近い」による優位性を活かしながら、それぞれの町村が小さくとも多彩に光り輝く個性豊かなまちづくりを推進できるよう、今年も皆さまとともに全力で取り組んでまいります。

結びに、皆さまのご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のご挨拶といたします。



# 総務大臣年頭所感



## 地域DXの推進等により 活力ある多様な地域社会を実現

総務大臣 松本 剛明

はじめに

明けましておめでとございます。昨年12月に総務大臣を拝命しました、松本剛明です。

今回の令和6年能登半島地震におきまして、亡くなられた方々に心からご冥福をお祈りし、ご遺族にお悔やみを申し上げ、また、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

救命・救助活動や被災者が直面する課題の解決に総務省の総力を挙げて取り組んでまいります。

総務省は、地方行政財政・選挙・消防・情報通信・放送・郵便・行政評価・統計など、国の根幹であり、国民生活の基盤となる重要な制度を幅広く所管する省庁です。

総務大臣として、緊張感をもって全力で職務に取り組み、国民の皆様へ届くような政策が実現できるよう努めてまいります。

**活力ある多様な地域社会の実現に向けた地方行政財政基盤の確立、地域DX・地域活性化の推進**

活力ある地域社会の実現に向けて取り組めます。

令和6年度の地方行政財政においては、給与改定に伴う給与関係経費の増や地域のデジタル化、脱炭素化の推進、こども・子育て政策の強化などを踏まえ、地方自治体が、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について、交付団体ベースで、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円を確保しました。

その中でも、地方交付税総額については、前年度を0.3兆円上回る18.7兆円を確保し、特例的な地方債である臨時財政対策債については、発行額を

0.5兆円とし、前年度から0.5兆円抑制することができました。

来年度の政策課題であった、こども・子育て政策の強化については、加速化プランの実施に必要な地方財源を確保するとともに、必要な単独事業の経費について、ソフト分として1,000億円、ハード分として500億円を増額することとしました。

また、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に係る経費として1,800億円程度を、自治体施設的光熱費や施設管理の委託料の増加を踏まえ700億円を、それぞれ計上することとしました。

各地方公共団体におかれては、今回の対策を踏まえ、地域の課題にしっかりと取り組んでいただくことを期待しています。

令和6年度税制改正においては、個人住民税の定額減税に係る制度の詳細が示されたことから、その円滑な実施に向け、取り組んでまいります。また、外形標準課税について、減資による対象法人数の減少等の課題に対応するため、適用対象法人の基準を見直すこととされました。このほか、土地に係る固定資産税の負担調整措置を3年延長するなどの措置を講じることとされました。

引き続き、住民生活に密着した行政サービスを支える地方公共団体の税収をしっかりと確保するとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組みます。

地方制度調査会では、社会全体のデジタル化の進展、感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から必要となる地方制度の在り方について議論が行われ、昨年末、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」が岸田総理に手交されま

した。答申の趣旨の実現に向け、取り組んでまいります。

人口構造等の変化やリスクに対応し、未来を明るくできるように、持続可能な形で行政サービスを提供するため、地方団体間の多様な広域連携も進めます。

また、地方を支える地方公務員も大切です。行政課題が複雑・多様化する中、地方団体が人材育成・確保を戦略的に進めるための指針を策定することにも、今般拡充した地方行政措置も踏まえ、地方公務員の人材育成・確保に取り組んでまいります。あわせて、男性職員の育児休業の一層の取得促進をはじめ、働き方改革に取り組みます。

地方への人の流れの創出、拡大は重要な政策テーマです。

地域づくりの重要な担い手になっている地域おこし協力隊については、隊員数を令和8年度までに1万人へ拡充することを目標に、OB・OGを含む全国ネットワークの構築等、隊員・自治体双方へのサポート体制の強化に取り組んでまいります。

あわせて、都市部の企業の社員を地域活性化の即戦力として活用する「地域活性化起業人」について、企業からの派遣に加えて、地域貢献に意欲のある個人の副業も対象とする拡充を行います。

住む場所にかかわらず、誰もが多様で柔軟な働き方を実現できるよう、テレワークの一層の普及定着に取り組めます。

さらに、産学金官の連携により、地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル100,000プロジェクト」については、自治体独自の取組への支援を強化し、地域資源を活用した全国各地での創業等の拡大を目指すとともに、エネルギーの地産

# 総務大臣年頭所感

地消を進める「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の展開等により、地域脱炭素の取組を推進します。

加えて、地域の暮らしを守るため、人口急減地域における地域づくり人材を確保するための「特定地域づくり事業協同組合」や、地域コミュニティを支える「地域運営組織」への支援等を推進するとともに、特に、過疎地域が抱える集落機能の維持・活性化などの課題の解決に向けて支援を行ってまいります。

総務省としても、デジタルの力を最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現する「デジタル行財政改革」に、関係省庁と連携して、取り組んでまいります。

人口減少、少子高齢化等が進む中、持続可能で夢が持てる地域社会を形成するために、地域におけるDX、デジタルトランスフォーメーションの推進を図ります。

まず、デジタル人材がひっ迫していることも踏まえ、自治体における計画的なデジタル人材の確保・育成を促進してまいります。

また、自治体が自立的・持続的にデジタル技術を活用した地域課題の解決や価値創造に取り組めるよう、都道府県と市町村が連携した推進体制の構築にも強力に支援してまいります。

マイナンバー制度は、国民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会を実現するデジタル社会の基盤です。

国民の皆様が安心してマイナンバー制度のメリットを享受していただけるよう、今後も、地方団体や関係省庁と連携し、申請時や更新時のマイナンバー確認の徹底などの再発防止のほか、マイナンバーカードの利活用への拡充や取得の円滑化に取り組んでまいります。

DX推進にたいせつなマイナンバーカードについては、これまでの地方団体の皆様の御尽力等により、11月末時点で累計の交付枚数は9,700万枚超となっており、保有枚数も9,100万枚を超えたところとあります。

また、昨年取り組んだマイナンバーの紐付けに関する総点検については、自治体や関係機関の皆様のご協力もあり、完了のめどが立ったものと承知しております。

自治体行政におけるDXについては、オンライン申請やワンストップ窓口等、いわゆる「フロントヤード」の改革を積極的に進め、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を図ります。

また、原則令和7年度までの情報システムの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向け、関係省庁と連携し、引き続き、地方団体の取組を支援してまいります。

地域社会の課題解決や成長につながるDXについては、アドバイザー派遣や優良事例の横展開等により、省を挙げて、全国の地域課題の解決に資する取組を推進します。

## 地域DXの推進を支える情報通信環境の整備

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、地域DXの推進を支える情報通信環境を整備します。

5Gの都市・地方での一体的整備や、地方における光ファイバの整備及び維持、データセンターの地方分散や、光海底ケーブルの整備に取り組みます。

また、社会経済活動における電波利用の飛躍的な拡大を目指し、新たな周波数確保に向けた検討や非地上系ネットワークの円滑な導入に向けた検討などに取り組みます。

このようなデジタルインフラを活用し、地域課題を解決するため、自動運転をはじめとした先進的なデジタル技術の実装を進めてまいります。

DXの推進の恩恵を誰もが享受できる社会の実現に向け、高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進、幅広い世代を対象としたリテラシーの向上や、障害者の情報バリアフリーの促進等を行います。

さらに、インターネット上の誹謗中傷等の被害者救済をより円滑にするため、「プロバイダ責任制限法」の着実な運用や、プラットフォーム事業者による対応の迅速化及び透明化を促進する制度整備、相談体制の強化等、総合的な対策を進めます。

情報通信審議会における時代に即した通信政策の在り方のご議論を踏まえ、情報通信を取り巻く環境の変化に即した政策を推進します。関係法制度については、「電気通信事業法」や「日本電信電話株式会社等に関する法律」等の抜本的な見直しを含め、必要な対応を進めてまいります。

また、デジタル時代における放送制度について、拡大する情報空間において、信頼できる情報を提供する放送について、事業の持続可能性確保を支援する施策や、ネット利用が拡大する中で放送全体で役割を果たせるような政策を進めるべく、更なる検討を進めます。

NHKのインターネット活用業務の在り方について、制度の準備も含め、必要な対応を進めていくほか、放送コンテンツの製作環境の適正化に向けて、検討を進めます。

## 防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心な暮らしの実現

地域の活力を維持して安全・安心な暮らしを確保する、防災・減災、国土強靱化等を推進します。

近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえると、最前線での国民の生命・財産を守る消防の果たす役割は増大しています。

そのため、緊急消防援助隊や常備消防の充実強化を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の向上に全力を挙げてまいります。

また、消防防災力の充実強化を図るため、DXを推進します。

あわせて、被災団体に、必要な消防部隊や応援職員を円滑に派遣できるよう取り組めます。

また、被災地の復旧・復興に向け、被災団体の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置を講じ、適切に対応します。

さらに、災害時の通信手段の確保・強靱化や、通信基盤の早期復旧に向けた官民の連携、協力体制の整備等に引き続き取り組めます。

ケーブルテレビの光化による放送ネットワークの耐災害性強化、災害情報を共有するアラートの機能拡大等を通じて、災害時にも情報を確実に届けられる環境の整備に取り組めます。

加えて、非常時において携帯電話ネットワークを相互利用する「事業者間ローミング」の導入に向けた取組を進めます。

あわせて、Jアラートの的確な運用や、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練により、国民保護体制の整備により一層、万全を期してまいります。

東日本大震災からの復旧・復興には、「東北の復興なくして日本の再生なし」との強い思いの下、全力で取り組めます。

## むすび

皆様の本年のご健勝、ご多幸を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。



## 論 説

# 視点 人口減少と農村再生 ―「にぎやかな過疎」の形成に向けて―

明治大学農学部教授

小田切 徳美

## 1. 農村たみ論

最近、省庁や都道府県主催の会議の場で、参加する有識者から「農村集落の全部は守れない。選択と集中が必要だ」という主旨の発言に出席頻度が高まっている。「集落の延命は問題だ。自治体主導の消滅戦略も考えるべきではないか」という、より強い発言に出くわしたこともある。

このように、「農村たみ論」の活発化の気配がある。あたかも「店をたたむ」ように、一部の「集落を閉じる」という議論であることから、筆者はそのように呼んでいる。

同種の議論は、過疎化が進み始めた高度成長期以来、何度も登場し、今に至っているが、特にこの時期に、

農村を対象とした議論は的外れである。そもそも、農村の人口減少はいまに始まったことでない。1960年代には過疎地域、離島で先発し、既に半世紀以上の歴史がある。1990年代末頃からは、それに抗して、地域の内発的發展を追求する動きが起り、後述する「地域づくり」として体系化が図られてきた。その成果も生まれ始め、とりわけ、この約10年間は、かつては見られなかった若者を中心とした田園回帰や関係人口の地域貢献という現象が顕在化している。それは、各地の「地域づくり」に対する都市住民からの共感をベースとしている。また、

DX（デジタルトランスフォーメーション）による遠隔地医療や遠隔地教育、そして自動運転などは、農

村の弱点であった、「遠隔地性」がもたらす問題を劇的に緩和する可能性があり、異なる局面が生まれようとしている。

まさにこうした時に、以前と同じように繰り返される「農村たみ論」には、いままでの経緯や新しい時代状況に距離感を感じざるを得ない。とはいっても、冒頭に見たように、一部の人々には、「農村たみ論」が広がっている。それは、「人口減少は『静かな有事』」と政府さえもが言うなかで、「人口減少への適応策」として、集落撤退が有効だという構想が彼らにあるからであろう。

## 2. 人口減少の2つの適応策

その点には少し、説明が必要であ

ろう。ここで言う「適応策」とは気候変動問題への考え方としてしばしば使われる用語である。ここでは、「脱炭素地域づくり」などの緩和策と、例えば高温耐性を持つ稲の品種改良などの適応策という2つの発想の政策の同時追求が重要だとされている。

これを人口減少問題に当てはめた場合、緩和策とは出生数や移住者の増加を促す取り組みであり、適応策は人口が減っても持続的な地域をつくる挑戦である。「農村たみ論」は実はこの適応策として語られている。

例えば、著名な経営コンサルタントであり経営者でもある富山和彦氏は次のように言う。

論 説



小田切 徳美 (おだぎり とくみ)

明治大学農学部教授

東京大学大学院単位取得退学、博士(農学)。専門は農村政策論、地域ガバナンス論。東京大学助教授等を経て、2006年より現職。農業問題研究会代表幹事、農業・農村政策のあり方検討会座長(全国町村会)、過疎問題懇談会座長(総務省)、国土審議会計画部会特別委員(国交省)、農村RMO推進研究会座長(農水省)等を兼任。著書に『農山村は消滅しない』(岩波書店)、『農村政策の変貌』(農文協)、『新しい農村をつくる』(編著、岩波書店)など多数。

サイバー空間で東京とリアルタイムでつながることで田園「都市」で豊かに生活できるようにすることと、コンパクトシティ化、コンパクト&ネットワークで集住を進める(中山間地や限界集落から居住者が賢く撤退すること)。この2つを同時に進めて多極「分散」ではなく多極「集住」が実現してはじめて我が国は新しく豊かな国のかたちへとトランスフォーメーションできることになる。(「東京一極集中から多極『集住』を目指せ」『日経グローカル』2022年6月6日号)

し、地方の中心部に集まる「多極集住」が必要であることが語られているのである。従来の「農村たのみ論」は、むしろ東京一極集中の促進策とセットであったこともあり、この議論には、人口減少の適応策として新しさを感じる者もいるであろう。しかし、人口減少が先発した農村では、もうひとつの適応策がある。元々人口密度が低い農村で、より低密度で持続的な暮らしを実現する「持続的低密度居住」の構想である。それは、以前から宮口侗迪氏(早稲田大学名誉教授、地理学)により、山村を対象にして、次のように論じられている。

「山村とは、非常に少ない数の人間が広大な空間を面倒みている地域社会である」という発想を出発点に置き、少ない数の人間が山村空間をどのように経営すれば、そこに次の世代にも支持される暮らしが可能となるのかを、追求するしかない。これは、多数の論理の上に成り立っている都市社会とは別の仕組みを持つ、いわば先進的な少数社会を、あらゆる機動力を駆使してつくり上げることにはかならない(宮口『地域を活かす』大明堂、1998年)。

広大な空間内を少人数で生き抜くには、いままでとは「別の仕組み」を、地域内発的に作る必要があるであり、それを「地域づくり」としている。人口が減るから都市部への集住を考えるのではなく、むしろ「新しい仕組みを作ろう」という議論はまさに適応策である。つまり、人口減少下の現代の農村をめくっては、「農村たのみ構想」と「低密度居住社会構想」という、2つの人口減少適応策が提起され、それらがつばぜり合いをしているとも言える。

一見すれば、前者が挑戦的、革新的であるのに対して、後者の「持続的低密度居住構想」は保守的に見えるが、「今のままで良い」という現状維持ではないため、地域が取り組む際のハードルは決して低くない。それでも、この間の積み重ねは地域づくりの延長上に、次のような現実の動きとなって現れている。

3. 「にぎやかな過疎」とそれを支える政策

2010年代の中頃から、「過疎地域」にもかかわらず、「にぎやかだ」という印象を受ける地域が増えている。高齢者が多く、自然減少が著しいために、人口は依然として減少基調にあるが、地域内では小さいながら、新たな動きが継続的に起こり、なにかワイワイガヤガヤしている雰囲気伝わってくる。以前、本欄でも指摘したように、筆者は、これを「にぎやかな過疎」と呼んでいる(『「にぎやかな過疎」をつくる』2019年1月7日号)。

各地の取り組みから学びつつ、それを一般化すれば、「にぎやかな過疎」とは、①地域課題解決と開かれた地域づくりに取り組む地域住民とその組織(地域運営組織)、②地域で自ら「しごと」を作ろうとする移住者、③地域に「関わり価値」(関わることで自体に価値があるとする考

論 説

え方)を求めて、多様な関係性を継続的に求める関係人口、④これらの動きをサポートするNPOや大学、⑤SDGsの考えが広まる中で社会貢献活動を再度活発化しはじめた民間企業も加わっている。このような多彩なプレイヤーが「ごちゃ混ぜ」になり、お互いが影響し合い、様々な動きを作りだすのが「にぎやかな過疎」である。その結果、人口減少は進むが、地域にいつも新しい動きがあり、人が人を呼ぶ、しごとがしごとを作るという好循環が生まれているのである。

ここでその事例に触れる紙幅はないが、このような実態が現れ始めた自治体は、各道府県に複数市町村存在しているのではないだろうか。また、人口が小規模な町村でこの動きが先発する傾向も見られる。

しかしながら、なにもせずに、そのような地域が形成され、持続化するものではない。それは総合的な取り組みとなるが、特に重要なものとして、次の3点を記しておきたい。

①人材育成

「持続的低密度居住」を意識した政策として注目されるのが、2021年の新過疎法である。過疎法は

1970年に時限立法として制定されて以来、失効時に新法制定が行われてきた。今回は、2000年制定の過疎地域自立促進特別措置法に対して、21年ぶりの新法となった。その名称も、「過疎地域持続的発展支援特別措置法」と刷新されている。新過疎法のあり方の提案を行った総務省・過疎問題懇談会報告は、「高密度な大都市の経済成長がわが国全体の生活を底上げしてきたことを改めて認識しつつも、その一方で都市への過度の集中は大規模な災害や感染症発生の際のリスクを伴う。都市とは別の価値を持つ低密度な居住空間がしっかりと存在することが国の底力ではないかと、改めて考えざるを得ない」とする(総務省・過疎問題懇談会「新たな過疎対策に向けて」、2020年4月)。

この新過疎法が、従来の過疎対策に加えたのが「人材育成」である。旧法の目標には「人材の確保及び育成」は含まれておらず、「情報通信技術の活用」「再生可能エネルギーの利用推進」とともに、新たに書き込まれた。また、「人材」という用語自体も、旧法では皆無だったのが、新法には10回ほど使われている。

前述の過疎問題懇談会報告書で

は、「過疎対策としての産業振興においては、企業誘致や大規模な観光開発事業などの『外来型開発』に目が向きがちである。地域の持続的な発展を実現するためには、地域の外との交流や関係により得られる知見やネットワークを生かしながら、地域内の資源や人材に目を向け、それぞれの個性を生かした地域主導による『内発的発展』を目指していくことが重要である」と、過疎地域の内発的発展の基礎として人材の必要性が語られている。

②関係人口の拡大

近年、マスクミ等でもしばしば取り上げられる関係人口の拡大も、低密度居住地域の持続化には重要な要素である。過疎問題懇談会報告書では「関係人口は、その地域の担い手の確保につながる」とも、関係人口と地域住民との交流によってイノベーションや新たな価値の創出にもつながるものである。関係人口の取り組みをさらに深化させ、関係人口が継続的に深くつながる地域を多く創出していくことが重要である」としている。単なる労働力提供等ではなく、関係人口と地域づくり実践者との接触により、新しい価値が生み

出されることが期待されている。こうした積極的な位置づけには、この間、国土交通省の調査により、関係人口の量的実態が明らかになったことと無関係ではない(国土交通省「ライフスタイルの多様化と関係人口に関する懇談会」によるWEBアンケート調査結果「2020年実施」)。表に整理したが、関係人口総数(表中の①)は三大都市圏人口(18歳以上)の21%になり、実数では1000万人に近い巨大人口群である。その中でも、地域を継続的に

表 関係人口の存在量(三大都市圏居住者)

| 関係人口の区分        | 人数(万人) | 構成比   |
|----------------|--------|-------|
| 三大都市圏人口(18歳以上) | 4,678  | 100.0 |
| ① 関係人口総数       | 984    | 21.0  |
| ② うち関係人口(訪問型)  | 861    | 18.4  |
| ③ うち直接寄与型      | 301    | 6.4   |
| ④ うち三代都市圏外へ    | 151    | 3.2   |

注:1)資料=国土交通省『地域との関わりについてのアンケート』(2020年)の結果より作成(アンケート結果からの推計値)。2)算出に当たっては、構成比表示から実数を再計算をしたものもあり、ラウンドの関係で若干の誤差を伴う。



論 説

訪問するもの(②)、そのうち地域のプロジェクトの企画・運営・協力・支援等を行う「直接寄与型」(③)、それらの中で三大都市圏外に関わりを持つ者(④)は順次、その割合を下げる。最終的に、④は三大都市圏人口の3%程度に過ぎない。しかし、その実数は約151万人にも及ぶ。これだけの数の人々が、地域づくりの地域実践者と接触して、地域内にインパクトを与えている。

③地域運営組織の拡充

低密度居住地域を支える新しいコミュニティとして期待されるのが、地域運営組織(RMO)である。早くは1970年代には見られ、その後、平成の市町村合併、地方創生の中で急増し、今に至っている。政策支援策としては、総務省による地方財政措置がRMOの立ち上げおよび運営経費に対して行われている。現在の設立状況は、総務省調査(2022年度)によれば、全国で7、207組織あり、調査が始まった2016年度と比較して約2.3倍となっている。

また、2022年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」でもRMOに多くの言及

が見られ、特に「地域運営組織の共同事業等を安定的・持続的に運営するため、太陽光発電、バイオマス発電、小水力発電などの再生可能エネルギーの活用促進による地域内エネルギー循環システムの構築を推進する」という意欲的な政策も注目される。

さらに、農村政策の見直しにも位置づけられている。「農村RMO」と呼ばれ、「小学校区程度の範囲における複数集落を対象とし、①農用地の保全、②地域資源を活用した経済活動、③生活支援活動の3つを手がける組織」(農林水産省の説明)として定義されている。地域の大きな問題となり始めている土地(空閑)利用にもRMOの力が期待されている。そのため、府省庁の連絡会議も作られ、従来にないレベルでの政策的な連携が本格化している。

4. 新たな課題



こうして過疎地域や離島を中心に「持続的低密度居住構想」の実践である「にぎやかな過疎」が確かに生まれ、それを意識した革新的な政策的対応も始まっている。この構想は、農村部に限定されるものではなく、

地方都市を含めた地方部全体のあるべき姿でもあろう。

しかし、農村部では、そこまで至っている地域はまだ少数派である。なかにはスタートとなるべき地域づくりに取り組めず、そのため移住者や関係人口にもアピールすることもできない地域も多い。その結果、最近生じているのが、同じ農村間での格差である。都市部でも人口減少による停滞傾向が強い地域が生まれていることを勘案すれば、従来の都市と農村間の格差(まち・むら格差)から、地方圏、特に農村間の格差(むら・むら格差)が生じていると言える。

実は、この点が、ポストコロナ期にも見られる最近の「東京一極集中と田園回帰の併存」という現象の背景にある。両者がトレードオフの関係ではないのは、東京圏流入人口の大きな供給源として、地方大都市があると同時に、過疎地域において移住者を集める地域とそうでないところの両極化があるからだろう。その点で、「にぎやかな過疎」の横展開は現在の国政上の大きな課題であり、地方創生の任務のひとつはここにあると言えよう。

また、先発的な地域が、「にぎや

かさ」を持続化するために、①若者を中心とした「じこじ」の安定化(例えばマルチワーカーの支援)、②「こちゃ混ぜ」の場の整備(例えばシェアハウスの建設・運営支援)、③それらを支える地方自治体の十分な財政の確保等のように課題も少なくない。

そして、これらの動きを一般化するためには、より大きな視点からの農村の国民的位置づけが必要である。コロナ期に顕在化したように、社会の閉塞状況は、とすれば人々の分断を生み出し、特に地域的な都市と農村の対立となりがちである。そうではなく、「都市なくして農村なし、農村なくして都市なし」という都市農村共生社会の理念の国民的共有化が求められる。その点で、「にぎやかな過疎」のプレイヤーのひとつである関係人口の増大は、都市と農村が共生する社会を草の根的に創造する、ひとつの条件を形成していると考えられる。

こうした状況や構図に関して、「にぎやかな過疎」の主要な舞台でもある町村から国民への積極的なアピールが欠かせない。それこそが、拡大する「農村たみ論」への最も有効な対抗力となるだろう。



## 活 動

## 地方六団体

## 吉田会長が「第33次地方制度調査会 第4回総会」に出席

—ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申案を了承—



▲挨拶する松本総務大臣

開会にあたり松本総務大臣が挨拶に立ち、はじめに、今般の新型コロナウイルス感染症対応において、全国の自治体が現場の状況や地域の実情を踏まえた対応を行ってきたことに対する謝辞を述べた。続けて、「従来想定されていなかった事態が相次ぎ、国と地方の役割分担についてさまざまな課題が指摘された。また、各分野でデジタル技術の活用の可能性が広く認識され、行政サービスのあり方を変えていくことが期待されている」とし、「本答申ではこのような課題を踏まえ、これまで進めてきた地方分権の成果を尊重したうえで、国と地方が連携してデジタル化に対応し、また、国民の命を守るた

吉田隆行会長（広島県坂町長）は12月15日、全国都市会館で開催された第33次地方制度調査会（会長・市川晃住友林業株式会社代表取締役会長）の第4回総会に出席した。本総会では、「ポスト」コロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（案）について協議を行い、了承された。



▲発言する吉田会長

めにとどのような地方制度が求められているのかという大変深く重要なテーマに答えを示していたいたものと受け止めている。総務省としては本調査会の議論を十分に踏まえ、答申内容の実現に向けて全力で取り組んでいきたい」と述べた。続けて、専門小委員会における審議状況報告を山本隆司専門小委員会委員長（東京大学教授）、資料説明を事務局が行った。

その後、行われた意見交換において吉田会長は、はじめに、答申案の「第2 デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応」の中で、国の積極的な支援の必要性に言及されていることに触れ、標準

準拠システムへの円滑な移行に支障が生じている町村もあるように、デジタル化は簡単に進むものではなく、特に導入する段階においては、時間と人材、財源が必要である。人的・財政的に厳しい町村の実情を考慮し、現場の不安や懸念を解消するような取組をお願いする」と述べた。さらに、「デジタル化によって合理化が進めば、人員や人件費を削減することができるといふ乱暴な議論も聞こえてきている」とし、「答申案にあるように、デジタル化による業務改善によって生まれた人的リソースは、複雑化、多様化する行政需要に対して、人にしかできないきめ細かな対応をするための業務に充てていく必要がある。決して『デジタル化＝人員削減』とはならない」と強調した。

次に、「第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公私の連携」について、「連携・協力関係の取組は、地域の実情に応じて多様な手法の中から最も適したものを、自ら選択できる環境が整えられており、各自治体が必要に応じて、自ら判断し、連携・協力先の自治体との信頼関係のもと進めていくもの」とし、国からの押付けや誘導によるものとならないよう強く要望した。また、「地域の未来予測」については、「既にそれぞれの自治体が総合計画等で

活 動

目指すべき将来像を描き、住民と共有している」とし、「地域が消滅するのではないかという危機感や不安感だけを煽るのではなく、人口減少を前向きに捉え、厳しい状況にあっても、地域の価値や魅力、幸福度を高めるよう進めていくことが、未来予測に必要な視点である」と述べた。

最後に、「第4 大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」について、「非常事態への対応は、原則として、個別法またはその改正等によって行われるべきであり、地方自治法に個別法の想定外の事態に備えたルールを規定するのであれば、国と地方の関係は対等・協力の関係にあることを重く受け止め、あくまでも補充的なものとし、その範囲も限定するべきである」と強調し、発言を締め括った。

その後、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申(案)」を全会一致で了承し、答申としてとりまとめることとして総会を終了した。

※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zck.or.jp/>) をご覧ください。



都道府県別市町村数

(令和6年1月1日現在)

| 都道府県 | 町   | 村  | 町村計 | 市  | 計   | 都道府県 | 町  | 村  | 町村計 | 市  | 計  | 都道府県 | 町   | 村   | 町村計 | 市   | 計     |
|------|-----|----|-----|----|-----|------|----|----|-----|----|----|------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 北海道  | 129 | 15 | 144 | 35 | 179 | 富山県  | 4  | 1  | 5   | 10 | 15 | 岡山県  | 10  | 2   | 12  | 15  | 27    |
| 青森県  | 22  | 8  | 30  | 10 | 40  | 石川県  | 8  | 0  | 8   | 11 | 19 | 広島県  | 9   | 0   | 9   | 14  | 23    |
| 岩手県  | 15  | 4  | 19  | 14 | 33  | 福井県  | 8  | 0  | 8   | 9  | 17 | 山口県  | 6   | 0   | 6   | 13  | 19    |
| 宮城県  | 20  | 1  | 21  | 14 | 35  | 長野県  | 23 | 35 | 58  | 19 | 77 | 徳島県  | 15  | 1   | 16  | 8   | 24    |
| 秋田県  | 9   | 3  | 12  | 13 | 25  | 岐阜県  | 19 | 2  | 21  | 21 | 42 | 香川県  | 9   | 0   | 9   | 8   | 17    |
| 山形県  | 19  | 3  | 22  | 13 | 35  | 静岡県  | 12 | 0  | 12  | 23 | 35 | 愛媛県  | 9   | 0   | 9   | 11  | 20    |
| 福島県  | 31  | 15 | 46  | 13 | 59  | 愛知県  | 14 | 2  | 16  | 38 | 54 | 高知県  | 17  | 6   | 23  | 11  | 34    |
| 茨城県  | 10  | 2  | 12  | 32 | 44  | 三重県  | 15 | 0  | 15  | 14 | 29 | 福岡県  | 29  | 2   | 31  | 29  | 60    |
| 栃木県  | 11  | 0  | 11  | 14 | 25  | 滋賀県  | 6  | 0  | 6   | 13 | 19 | 佐賀県  | 10  | 0   | 10  | 10  | 20    |
| 群馬県  | 15  | 8  | 23  | 12 | 35  | 京都府  | 10 | 1  | 11  | 15 | 26 | 長崎県  | 8   | 0   | 8   | 13  | 21    |
| 埼玉県  | 22  | 1  | 23  | 40 | 63  | 大阪府  | 9  | 1  | 10  | 33 | 43 | 熊本県  | 23  | 8   | 31  | 14  | 45    |
| 千葉県  | 16  | 1  | 17  | 37 | 54  | 兵庫県  | 12 | 0  | 12  | 29 | 41 | 大分県  | 3   | 1   | 4   | 14  | 18    |
| 東京都  | 5   | 8  | 13  | 26 | 39  | 奈良県  | 15 | 12 | 27  | 12 | 39 | 宮崎県  | 14  | 3   | 17  | 9   | 26    |
| 神奈川県 | 13  | 1  | 14  | 19 | 33  | 和歌山県 | 20 | 1  | 21  | 9  | 30 | 鹿児島県 | 20  | 4   | 24  | 19  | 43    |
| 山梨県  | 8   | 6  | 14  | 13 | 27  | 鳥取県  | 14 | 1  | 15  | 4  | 19 | 沖縄県  | 11  | 19  | 30  | 11  | 41    |
| 新潟県  | 6   | 4  | 10  | 20 | 30  | 島根県  | 10 | 1  | 11  | 8  | 19 | 合計   | 743 | 183 | 926 | 792 | 1,718 |



## 活 動

## 地方六団体

棚野副会長・会長代行が  
「国と地方の協議の場」に出席

—令和6年度予算編成及び地方財政対策について協議—



▲挨拶する岸田内閣総理大臣

はじめに岸田内閣総理大臣が挨拶に立ち、「臨時国会では、令和5年度補正予算が成立した。今年度の地方交付税、約5、700億円を追加配分するなど、地方の皆さまに、経済対策の事業等を円滑に実施していただくための措置を講じている。今後、各施策を一刻も早く国民の皆さまにお届けすることが、何よりも重要であり、補正予算の迅速かつ適切な事業執行

棚野孝夫副会長・会長代行（北海道白糠町長）をはじめとする地方六団体代表は12月18日、「国と地方の協議の場」（令和5年度第3回）に出席した。

政府側は、岸田内閣総理大臣、林内閣官房長官、松本総務大臣、自見内閣府特命担当大臣（地方創生）、赤澤財務副大臣、斉藤国土交通大臣、武見厚生労働大臣、河野デジタル大臣兼デジタル行財政改革担当大臣兼デジタル田園都市国家構想担当大臣、加藤内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）が出席した。

会議では、令和6年度予算編成及び地方財政対策について協議が行われた。

を心からお願い申し上げます。

次に、こども・子育て政策の強化については、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくことが重要である。先週、素案をお示しし、皆さまのご意見を伺ったが、3・6兆円程度に及ぶ前例のない規模での政策強化の具体案を盛り込んだこども未来戦略を、今週中には決定したうえで、来年の通常国会に必要な法案を提出し、スピード感を持って、実行に移していく。

また、マイナンバー情報総点検については、本年6月以来、政府を挙げて取組を進め、先日、点検結果を公表した。この間、総点検にご協力いただいた自治体の皆さま方から厚く御礼申し上げます。国民の不安払拭のための各般の措置の進捗状況

を踏まえ、法令に基づき、予定どおり、現行の健康保険証の発行を来年秋季に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。引き続きご協力いただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、令和6年度の予算編成及び地方財政対策を中心にご議論いただき。今日も忌憚のないご議論を聞かせていただくよう、よろしくお願ひ申し上げます」と述べた。

続けて、地方六団体を代表して、村井全国知事会会長（宮城県知事）が挨拶に立ち、①総合経済対策に係る所得税減税の影響に対する国の責任による確実な補填と、社会保障関係費の一層の増加、物価高、全国的な賃上げを踏まえた地方交付税等一般財源総額の確保・充実、②こども・子育て支援政策について、全国一律で行うべき施策の国の責任と財源による実施と、地方が実情に応じて行う施策に対する地方財源の措置、③政府が検討を進めているライドシェアについて、それぞれの地域の実情を十分踏まえた実効性のある制度にすること等を求めた後、「新年がよりよい年となるよう、引き続き、地方の意見を十分に聞き、力添えをいただきたい」と述べ、挨拶を締め括った。

活動



▲棚野会長代行(奥)をはじめ、協議に出席する地方六団体代表

協議の場において棚野会長代行は、①デジタル化や脱炭素化、地方創生の推進等の十分な財政措置や臨時財政対策債の発行額抑制を含めた地方交付税等の一般財源総額の確保、②定額減税の実施による個人住民税の減収額に対する全額国費による補填と、所得税減税による地方交付税の減収に対する国の責任による確実な補填、③デジタル化の推進・標準化における、標準準拠システムへの移行が困難なシステムの柔軟な認定や適切な移行期限の設定と、や

むを得ない事情により令和7年度までに移行できない町村に不利益を生じさせない対応、④こども・子育て政策について、地域の未来を担う子どもたちが希望にあふれ健やかに育つ環境づくりに向けた取組を町村が積極的に推進できるよう、安定した地方財源と施策を担う人材の確保等を要請した。

他の地方六団体代表からは、デジタル田園都市国家構想交付金をはじめとする地方創生関連予算の拡充・継続と運用改善、国土強靱化実施中期計画の早期策定と予算・財源の確保、「こども未来戦略」の実現にあたっての市町村の財政負担・事務負担等への配慮、地域間格差の縮小の観点も踏まえた持続的な賃上げの推進に必要な支援策の抜本的強化等を求める発言があった。

これらを受けて、各大臣からは次の通り発言があった。

- 河野デジタル大臣兼デジタル行財政改革担当大臣兼デジタル田園都市国家構想担当大臣
  - ・ 自治体システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行に係る経費については、国の方でしっかりとやらせていただく。運用経費につ

いては、時間をかけて減減ができればよい頑張っていく。また、見積もり金額が高いということがあれば相談に乗る。デジタル庁のリリースを使っていたきたい。地方でデジタル人材が不足している点については、J-LIS等の研修も役に立つのではないか。デジタル庁に出向いたいただき、トレーニングをしてお戻しするという取組も行っているので、遠慮なく声をかけていただきたい。

デジタル交付金は、デジタル行財政改革に関連するものも対象にしていく。

- 自見内閣府特命担当大臣(地方創生)
  - ・ デジタル交付金は、令和5年度補正予算で735億円を計上するとともに、令和6年度当初予算についても、所要額の確保に向けて、最終の予算調整を行っている。

- 加藤内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)
  - ・ 引き続き地域の実情を踏まえつつ、国と自治体の意見を共有しながら、こども施策を推進していく。その際、自治体の先進的な取組の

横展開や、必要に応じて制度化も行っていく。

保育人材の確保のため、①保育士を目指す方への修学資金貸付等の資格取得支援や、②保育所等のICT化、保育補助者の配置等の業務負担軽減を通じた就労継続支援、③保育士・保育支援センターによる伴走支援等による再就職支援等に総合的に取り組んでいく。

現在とりまとめ中の「こども未来戦略」において、当面の集中的な取組に必要な安定財源の確保を図る中で、地方財源についても確保する旨が明記されていることを踏まえ、引き続き、適切に対応していく。

- 松本総務大臣
  - ・ 令和6年度に向けて、一般財源総額をしっかりと確保していく。その中で、地方交付税総額を適切に確保し、臨時財政対策債の発行抑制にも努めたい。
  - ・ 人件費については、地方公務員の給与改定に伴う増加、会計年度任用職員の勤勉手当等を含め、必要な財源を確保する。
  - ・ 所得税の減税を行った場合の地方交付税への影響については、地方



## 活 動



の財政運営に支障が生じないように適切に対応しなければいけないと考えている。

・基幹業務システムの標準化における移行経費については、補正予算による追加計上と合わせ、総額6、988億円となった。総務省としては全国の自治体からの要望にお応えできたのではないかと考えている。

## ○ 武見厚生労働大臣

・新型コロナウイルスの接種については、関係審議会において、①全額国費での特例臨時接種を今年度末で終了する、②来年度以降は、新型コロナウイルスを予防接種法上のB類疾病に位置付け、定期接種の対象とする、③重症化予防目的で、65歳以上の高齢者など、重症化リスクの高い方に対して、毎年、秋・冬にその年のウイルス株に対応するワクチンを1回接種する一等の内容をとりまとめ、自治体にもお示しした。予防接種法に基づくB類疾病の定期接種については、3割程度の費用を国が地方交付税により措置している。自治体の意見を丁寧に関きながら、来年度の予算と合わせて検討していく。

## ○ 齊藤国土交通大臣

・地域交通の担い手不足、移動の不足といった深刻な社会問題に対応するため、まずタクシー・バス等のドライバーの確保、規制緩和に取り組みとともに、不便の解消に向けた地域の家用車、ドライバーの活用等を検討している。安全・安心の確保を大前提に、利用者の移動需要に交通サービスがしっかりと応えられるよう、さまざまな方策を検討していく。

その後の意見交換において棚野会長代行は、町村の基幹産業である農林水産業について、「少子・高齢化等に伴う人口減少により、人材不足や後継者不足が深刻な状況である」とし、将来にわたり農林水産業が持続的に発展していけるよう、地域に多様な関わりを持つ関係人口や多様な担い手の確保について、万全の対策を求めた。

また、他にもさまざまな職種における担い手不足が重要な課題となる中、現在、外国人技能実習制度及び特定技能制度の見直しを検討されていることについて触れ、「有識者会議の最終報告書では、転籍や転職も緩和されると提言されており、これにより、都市への集中等が懸念され

るとの声もある。今後、具体的な制度設計の議論を進める際には、地方の深刻な人材不足の実態等を踏まえ、対象職種を拡大するなど、地域が必要とする分野における外国人材の活用についても検討を進めていただくようお願いする」と述べた。

最後に、林官房長官が、「今日は、一般財源総額の確保やこども・子育て施策充実に加え、デジタル化や地方議会議員のなり手、外国人材、農林水産等についてもご意見をいただいた。これらの意見を真摯に受け止めて、来年度予算編成を行っていく。地方に関わる重要政策課題にしっかりと対応していくので、引き続きよろしく願います」と述べ、協議を締め括った。

※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zck.or.jp/>) をご覧下さい。

## ● 休刊のお知らせ ●

1月15日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3266号は1月22日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

## 全国町村会

吉田会長が「第8回子ども未来戦略会議」に出席  
——子ども未来戦略案について議論——

吉田隆行会長(広島県坂町長)は12月11日、政府が開催した「第8回子ども未来戦略会議」(議長・岸田内閣総理大臣)に出席した。今回の会議では、年内のとりまとめが予定されている「子ども未来戦略」の案が示され、議論が行われた。

政府からは、岸田内閣総理大臣、新藤全世代型社会保障改革担当大臣(副議長)、加藤こども政策担当大臣(同)、鈴木総務大臣、鈴木財務大臣、盛山文部科学大臣、武見厚生労働大臣、西村経済産業大臣等が出席した。

そのほか有識者として、地方三団体を含む関係団体や、子育ての当事者・関係者等が出席した。

会議において吉田会長は、「加速化プラン」に掲げられた各種施策の制度設計にあたり、地域の実情や自治体の事務負担等への配慮やシステム改修、条例改正等のための十分な準備期間の確保等を求めた。

開会にあたり、新藤全世代型社会保障改革担当大臣から、「6月に閣議決定された『こども未来戦略方針』を踏まえ、『加速化プラン』に掲げる政策等について、できるものから実行に移していくとともに、細部の議論を進め、年末までに『こども未来戦略』としてとりまとめることとしている。前回の会議での総理指示を踏まえ、『加速化プラン』の施策

の具体化、安定財源の確保の枠組みについて各省庁で検討いただいた成果を『こども未来戦略』の案としてとりまとめ、提示しているのと、ご意見をいただきたい」との挨拶があった。

会議の中で吉田会長は、「今回、『加速化プラン』において実施する具体的な内容と開始時期等が示され、その実施にあたっては自治体

現場の負担増を伴うものもある」としたうえで、制度設計の検討の際には、地域の実情や自治体の事務負担等に十分配慮し、地方の意見を丁寧に関ぎながら進めるとともに、システム改修、条例改正等のための十分な準備期間の確保を求めた。

また、「加速化プラン」の地方財源の確実な確保と、全国一律に実施すべき総合的な施策の、国の責任と財源による実施の検討に加え、保育士の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」等について、「人材確保が厳しい状況にある地方の実情を踏まえ、それぞれの自治体が問題なく実施するための必要な支援を講じるよう強く求めた。



出席する吉田会長

最後に、「『こども未来戦略』に掲げる取組の推進にあたっては、私たち町村も、現場としての役割をしっかり果たしていく。国においても、財源も含め国民の理解を得ながら進めていただくようお願いする」と述べ、発言を締め括った。

続いて、出席した関係閣僚から順次発言が行われた。その中で、鈴木総務大臣からは、「地方団体は、こども・子育てサービスの多くを提供する主体であり、現場としての活躍は極めて大きいと考える。こども・子育て政策の強化は国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきである。今後とも地方の意見を十分に踏まえつつ、関係省庁とも連携し、地方財源の確保や地方団体が実施する『加速化プラン』の施策の推進にしっかりと組んでいく」との発言があった。

最後に、岸田内閣総理大臣が、「少子化は我が国が直面する最大の危機であり、6月の戦略方針で示した『加速化プラン』に掲げる各種施策について、スピード感ある実行が重要と申し上げてきている。

できることから取組を実施するため、先般成立した補正予算においても、こども誰でも通園制度の試行的事業等を盛り込んでおり、前倒しでスタートしていく。

本日の戦略案では、3・6兆円程度に及ぶ前例のない規模での政策強化の具体案を盛り込んでいる。これにより、我が国のこども一人当たり



## 活 動

▶ 発言する岸田内閣総理大臣



の家族関係支出は16パーセント程度になると見込まれ、OECD(経済協力開発機構)トップのスウェーデンの水準に達し、画期的に前進する。

具体的には、第一に、経済的支援の強化として、児童手当の抜本拡充を行う。第3子以降の多子加算の要件を見直すほか、支給回数を年6回に改め、来年中には拡充後の手当が手元に届くようにする。

さらに、高等教育費の支援についても思い切って拡充し、多子世帯の大学・短期大学に通う学生、高等専門学校等の4・5年生、専門学校に通う生徒について授業料・入学金を無償とする。

第二に、全てのこども・子育て世帯への支援を拡充するため、妊娠期から伴走型できめ細かな支援を行うとともに、現場で働く保育士等の処遇改善や配置改善、こども誰でも通園制度の創設に取り組む。

あわせて、貧困・ひとり親、児童虐待防止、障害児・医療的ケア児といった多様なニーズへの支援を抜本的に強化・拡充する。具体的には、

ひとり親世帯向けの児童扶養手当の拡充や、障害を持つこども向けの補装具費の所得制限の撤廃など、長らく指摘されてきた課題に対応し、虐待等により家庭から孤立したこども・若者の安全な居場所の確保や、子育てに困難を抱えるこどもや家庭へのアウトリーチ支援など新たなニーズにも応えていくとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、学習支援、生活支援を強化し、全てのこどものチャレンジをしっかりと後押ししていく。

第三に、両親が共にキャリアを諦めることなく、協力して育児をできる共働き・共育で社会の推進に向けた取組を強化する。出生後の二定期間、育児給付の給付率を手取り十割に引き上げるほか、テレワークや時短勤務など柔軟な働き方を選べる制度を設け、さらに、時短勤務を選んだ場合でも給付をもらえるようにする。

こうした取組を安定的に支える財源については、本日具体的に内訳とその金額をお示ししたとおり、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とする。国・地方の社会保障関係の既定予算について執行の精査等を通じて最大限の活用等を行うほか、改革工程に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費削減の効果と社会保険負担軽減の効果を活用する。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲

内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないことをする。

今後、与党とも十分に連携しつつ、来年度予算とともに、年末までに『こども未来戦略』をとりまとめる。そのうえで、来年の通常国会に必要な法案を提出し、スピード感を持って、実行に移していく。

制度や施策を策定・実施するだけでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりに分かりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用され子育て世帯にしっかりと届くよう、社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めていくことが必要である。こうした社会の意識改革を車の両輪として進めていきたいと考えており、加藤大臣を中心に、政府を挙げて取り組みたいと考えている。

構成員の皆さまにおかれては、引き続き、ご協力をお願いする」と述べた後、会議は閉会された。

なお、12月22日に持ち回りにて開催された「第9回こども未来戦略会議」において「こども未来戦略」が了承、全世代型社会保障構築本部決定を経て同日閣議決定された。

※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zck.or.jp/>) をご覧ください。



# 吉田会長が自民党総務部会関係会議に出席

地方  
六団体

吉田隆行会長(広島県坂町長)をはじめとする地方六団体代表は、12月14日に自由民主党が開催した「総務部会関係・消防議員連盟合同会議」に出席し、令和6年度予算編成及び地方財政について要望した。

また、同月19日には同党が開催した「総務部会関係合同会議」にも出席し、地方財政対策の大臣折衝を控えた松本総務大臣を激励した。



▲12月19日に開催された総務部会関係合同会議の様子

14日に開催された「総務部会関係・消防議員連盟合同会議」では、地方六団体を代表して、立谷全国市長会会長(福島県相馬市長)が挨拶・要望を行った。立谷会長は要望の中で、①ことも・子育て政策の具体化にあたり、地域格差が生じることのないよう、地方財源の確実な確保、②所得減税に伴う交付税法定率の減収に対する対応も含めた一般財源総額の確保・充実、③地方創生推進費、デジタル田園都市国家構想交付金の確保・拡充等を求めた。

※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zck.or.jp/>) をご覧ください。

一方、19日に開催された「総務部

会関係合同会議」では、大臣折衝を控えた松本総務大臣も出席する中、地方六団体を代表して吉田会長が挨拶を行った。

吉田会長は挨拶の中で、「今後も社会保障関係費の増加や物価の高騰が見込まれる中で、地方団体が住民に身近な行政サービスを安定的に提供しつつ、デジタル化・脱炭素化・地方創生の推進、防災・減災対策等



▲挨拶する吉田会長(左)と松本総務大臣(右)

の重要課題にしっかりと向き合えるようにすることが不可欠」としたうえで、「そうした課題に対応できる適切な財政措置をはじめ、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実と、臨時財政対策債の縮減をお願いする」と述べた。

さらに、抜本的強化を行うこととされたことも、子育て政策の地方財源の確保を求めた。

最後に、「全国の1、741市区町村、47都道府県が後押しするので、是非、財務大臣との大臣折衝を頑張っていたきたい」と松本総務大臣を激励した。

これを受けて松本総務大臣からは、「地方自治体が住民のニーズに応えて、安定的に行政サービスを提供できるよう、地方一般財源総額を確保しなければならない。DX、GX、防災・減災対策やことも・子育て政策の強化に加え、社会保障関係費の増加、物価の高騰、会計年度任用職員の勤勉手当を含めた人件費の増加など、さまざまなプラス要因があるので、令和5年度を上回る額を確保すべく、財務大臣としっかり折衝して、結論が得られるように全力を尽くしたい」との決意表明があった。



## 活 動

## 全国町村会

鈴木経済農林副委員長が  
自民党「農地政策検討委員会」  
ヒアリングに出席

鈴木浩幸経済農林副委員長（山形県朝日町長）は12月12日、自由民主党が開催した「農地政策検討委員会」（委員長・坂本哲志衆議院議員）に出席した。

会議では、食料安全保障の強化に向けた農地制度の見直しについて、全国町村会をはじめとした関係者からヒアリングが行われた。



▲挨拶する坂本委員長

開会にあたり、坂本委員長が挨拶に立ち、「農地制度の検討は大詰めを迎えている。農地の確保、適正・有効利用については、これまで農業の新たな展開方向の中で示してきたが、現場の率直な意見をお聞きしたい。法人の経営基盤強化についても、農地所有適格法人の議決権要件のあり方を含めてこれまで論議してきたが、改めて各団体から意見を伺いたい」と述べた。

続いて、江藤拓総合農林政策調査会長から、「農地制度に関わることは重要な仕事であり、しっかりとした議論をしなければならぬ。率直なご意見を賜りたい」と挨拶があった。

ヒアリングにおいて鈴木副委員長は、はじめに、「農業振興は、町村

にとって申し上げるまでもなく最重要課題である。食料安全保障の強化に向け、農地を確保することは、その前提である」とした。続けて、現在検討されている見直し案について、「当初、『国の関与の強化』という言葉だけが示されたため心配したが、現時点において中山間地域が多い町村の農政の現場に大きな影響が及ぶことはないと考えている」との見解を示したうえで、「農地制度の問題は、農地の総量確保というマクロ政策と、自治体のミクロ政策との両立をどう図るかであり、国と地方との連携が不可欠である」と強調。

さらに、「農地の問題に限らず、食料・農業・農村政策という重要な広範な政策に、国と地方が連携して取り組めるような環境づくりを求めた。

最後に、「農地転用には、現在でも厳しい規制がかかっている。農業の重要性が背景にあると理解している。農地の確保とともに、担い手の確保も大きな課題である。その活動の基盤となる農村政策のさらなる強化をお願いしたい」と述べ、発言を締め括った。



▲発言する鈴木副委員長

活 動

# デジタル創発塾修了式を開催

## —31名の町村職員が修了—

全国町村会

全国町村会(会長・吉田隆行広島県坂町長)は、12月15日、全国町村会館で令和5年度デジタル創発塾の修了式を行った。

デジタル創発塾は、自治体DXへの取組や、デジタル技術を活用した地域の課題解決等の施策に積極的に対応できる担当者の養成を旨として令和4年7月に開講したもので、2期目となる今回は31名の町村職員が、オンライン開催を含めた全4回にわたる講義・演習や課題発表等すべてのカリキュラムを終え、修了式を迎えた。

修了式でははじめに、修了証の授与式が行われ、全国町村会の横田事務総長から受講生の代表者に修了証が授与された。

続いて横田事務総長が挨拶に立ち、「町村が自治体DXへの取組やデジタル技術を活用した地域課題解決等の施策に積極的に対応していくためには、町村職員のデジタル人材としての育成が重要かつ急務である」としたうえで、塾の受講を通じ

て深めた知識を活かして受講生が企画した施策について、それぞれの町村での実現に期待を示した。また、町村の職員同士のネットワーキングがデジタル創発塾の目的の一つであることを踏まえ、「困ったときには気軽に相談し合えるような関係を今後も続けてほしい」と述べた後、「今後の皆さまの活躍に期待すると激励し、修了式は閉会した。」



▲横田事務総長から受講生代表への修了証授与

### 第55回「都市問題」公開講座

## 「地域の「居場所」をつくり、はぐくむ

# 「地域」をつくり、はぐくむ

(公財) 後藤・安田記念東京都市研究所(旧・東京市政調査会)

「都市問題」公開講座は、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所の発行する月刊誌「都市問題」の特集などから時宜に合ったテーマを選び開催しています。

第55回は次のような趣旨により「地域の「居場所」をつくり、はぐくむ」をテーマとして開催いたします。

#### 開催趣旨

2024年4月に孤独・孤立対策推進法が施行される。人がいつ孤独・孤立を感じるのかと考えれば、他者との「つながり」を感じられなくなった時ではないだろうか。「他者との「つながり」を感じる場所」を「居場所」と言い換えると、家庭や職場や学校に自分のそれがなく、とに悩む人は少なくなく、理由もそれぞれであろう。「居場所」がないことは、自殺やひきこもり、虐待などの原因になりえる。つまり、「居場所」の存在は孤独・孤立の解消だけにとどまらず、地域における様々な問題の発生を未然に防ぐことにつながる。子どもや高齢者、外国人など、地域に暮らす人々はどのような不安を感じ、どのような「つながり」を求めているのだろうか。それに対し、自治体には何ができるのか。多様な「居場所」づくりの取組みを踏まえて、地域社会が果たすべき役割を考える。

#### 日程・会場

2024年2月3日(土)  
13:00~16:00(開場12:30)  
日本プレスセンター 10階ホール  
(〒100-0001 東京都千代田区内幸町2-2-1)  
※オンライン配信あり

#### 出演者

##### 基調講演

湯浅誠(社会活動家)  
パネルディスカッション  
今井紀明(認定NPO法人DXP理事長)  
勝部麗子(豊中市社会福祉協議会事務局 長)  
(「ミニミニティンソーシャルワーカー」)  
木村満里子(神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会 理事長)  
田中康裕(合同会社Dasho Japan代表 司会)

坂本治也(関西大学法学部 教授)

〔参加費〕 無料

〔参加申込み〕

後藤・安田記念東京都市研究所ホームページ (<https://www.timr.or.jp>) より

〔申込み期限〕 2024年2月1日(木)

※満席となりしだい受付を終了します。

〔問合せ先〕

後藤・安田記念東京都市研究所

TEL: 03-1359911201

FAX: 03-1359911209



フォーラム



▲標高1,000mを超える上外川高原では、「グリーンパワーくずまき風力発電所」12基と「くずまき第二風力発電所」22基が立ち並び、一般家庭約5万世帯分の電力を発電している。

岩手県  
くずまきまち  
葛巻町

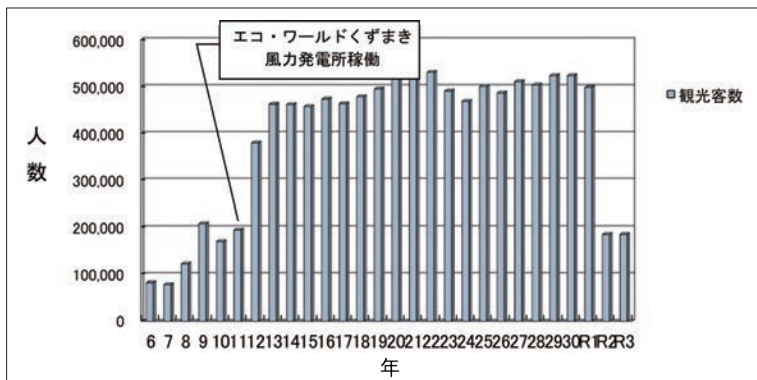
ミルクとワインと  
クリーンエネルギーの町

葛巻町の挑戦

はじめに

標高1,000mを超える「上外川高原」では雄大な放牧地と風力発電所が立ち並び、葛巻町の代表的な景色を一望できます。現在、34基の風力発電所で約5万世帯分もの電力を発電しています。

本町が平成11年に初めて取り組んだ「エコ・ワールドくずまき風力発電事業」も標高1,000m級の高原地帯で行われ、当時山の上で行われる風力発電事業は前例がなく多くの注目を集めました。観光客受け入れ数（表1）も風力発電所建設後、約2・5倍に増加しています。多くの観光客が訪れるとともに、町の特産品である乳製品や



▲表1 観光客受け入れ数



フォーラム

山ぶどうワインが高い評価を得ることで、町には活気や誇りが生まれました。そうした相乗効果もあり、クリーンエネルギーは、町の基幹産業である酪農と林業とともに重要な位置づけとなっており、「ミルク(酪農)」とワイン(林業)とクリーンエネルギーの「まち」というキャッチフレーズを掲げまちの活性化に取り組んでいます。

基幹産業「酪農」と「林業」

本町は岩手県の北東部に位置し、周りを標高1,000m級の北上山系に囲まれ、平均気温は8・4度の高原地帯で、その冷涼な気候を活かした酪農や、町面積の85%を占める森林を活用した林業の振興を続けてきました。

酪農は明治25年にホルスタイン種が導入されてから今年で131年目となり、現在、乳牛の飼育頭数8千頭以上、牛乳生産量90t/日(令和4年度末)を誇り「東北一の酪農郷」となっています。このように規模拡大したのは、昭和50年代に、岩手県内に食料基地を作ることを目的として行われた国の「北上山系開発事業」によるもので、町内3つの地区において総面積1,100haにも及ぶ草場が造成されました。

放牧地を管理するために設立され

た、第三セクターの一般社団法人葛巻町畜産開発公社では、牛の夏季放牧のほか、酪農家から預かった仔牛の保育育成事業、牛乳生産、チーズやヨーグルト等の加工品製造、宿泊施設「プラト」の経営に至るまで幅広く事業展開をしています。

林業は古くは木炭生産が盛んでした。木炭の需要が低下してからも林業が基幹産業であることには変わりはなく、計画的な森林施業の実施のほか、造林を進めてきたカラマツ材のブランド化などさまざまな工夫をしながら振興を図ってきました。また、山の中に自生する山ぶどうは、ツルが枝に絡まり森林施業において邪魔ものとされてきましたが、昭和54年からこの山ぶどうを原料としたワイン造りに挑戦し、現在第三セクターの株式会社岩手くずまきワインがワイン製造を担っています。当初山ぶどうは酸味の強さからワイン造りには適さないと言われていましたが、改良を重ねていくことにより、現在では国産ワインコンクールで多数の賞を受賞するなど、全国から高い評価を得ています。

三本目の柱「クリーンエネルギー」

本町の三本目の柱「クリーンエネルギー」ですが、これは無駄、邪魔もの

と捉えられていたものを「宝」と捉えるという発想が取組につながっています。例えば、山間高冷地に吹く使い道のない強い「風」や、家畜排泄物から発生する「メタンガス」や森林施業で発生する「間伐材」等も捨てずに有効活用してきました。平成11年には全国に先駆けて「葛巻町新エネルギービジョン」を策定し、風や太陽光といった「天のめぐみ」、森林や家畜排泄物等の「地のめぐみ」、葛巻の文化や風土を育ててきた「人のめぐみ」を活か



▲畜ふんバイオガスプラント。施設規模は13トン/日(乳牛200頭)で、家畜排せつ物等を原料に、熱や電気、有機肥料を回収・有効利用することができる

ん尿が発生し、その適正な管理と堆肥化の過程で発生する温室効果ガス「メタン」の抑制が課題となっており、平成15年に「畜ふんバイオガスプラント」を導入しました。本プラントは葛巻町畜産開発公社で飼育している仔牛のふん尿を原料にメタンガスを発生させ、そのガスから電気と熱を作り全て自家消費しています。また、メタンガスが発生した後に残る液分は「液肥」として

町内いたるところでクリーンエネルギー

して環境負荷を減らすことを基本理念とし、町全体でクリーンエネルギーの取組を推進してきました。町の随所で地域の特色を活かしたクリーンエネルギー設備を見ることができ

(1)畜ふんバイオマスの利活用

本町では、日量600tもの牛のふ



フォーラム

農地に還元しています。

さらに平成24年からは一般家庭約1,000世帯分と事業所から発生する生ゴミを回収し、プラントの原料としています。これにより、燃えるゴミ約3割の削減に成功しました。

(2)木質バイオマスの利活用

町で古くから使用されているクリーンエネルギーとして、木質バイオマスがあります。本町では昭和56年に地元の製紙用チップを製造する企業が、産業廃棄物として捨てていた木の皮(バーク)から「木質ペレット」の製造に成功しました。町は、木質ペレットを積極的に活用するため、老人ホームや病院、小学校等、町内20箇所以上で暖房用ペレットボイラーやペレットストーブを導入しました。これらの施設を合わせると年間約900tの木質ペレットが使用されており、灯油換算で1,000t・CO<sub>2</sub>以上の削減に貢献していることとなります。

(3)環境への配慮、災害時の安心安全のためのクリーンエネルギー

町はクリーンエネルギーによる発電事業に取り組んでいたものの、2011年の東日本大震災の際、停電を経験



▲複合庁舎「くずま〜る」は太陽光発電等の環境配慮が施されている

しました。震災前から「安全・安心に暮らせるまちづくり」には力を入れていましたが、改めてその重要性が浮き彫りとなる出来事でした。これを受け、震災後1年という短い期間で避難所となるコミュニティセンター25箇所太陽光発電と蓄電池を設置し、以降も小中学校や観光施設等への積極的な設置を進めました。

また、令和4年11月1日に開庁した葛巻町の複合庁舎「くずま〜る」は、地中熱の利用、バルコニー軒による日射遮蔽、LED照明の採用、太陽光発電の設置等、「クリーンエネルギーの町」らしい環境に配慮した設計となっ



▲森林資源利活用を学ぶための町内児童を対象とした伐採、薪運び

ています。また、くずま〜るは、行政・交流・商工・金融の機能を合わせ持つ施設であり、多くの人が集う場であることから、寒さ対策のためにペアガラスを採用したり、災害対策のために蓄電池を導入する等、快適性や安全性も追求しています。

脱炭素の取組、主役は町民

本町は早くから町民への普及啓発事業にも取り組んでおり、平成16年に「葛巻町省エネルギービジョン」を策定し、町民、事業者、行政が共通の認識を持ち一体となって活動してきました。

平成15年から始まった「エコ・エネ総合対策事業」は、自宅や事業所へ太



▲「全日本薪積み選手権大会」は都市部の企業も参加して盛り上がる

太陽光発電、LED照明、薪ストーブ等の新エネルギー設備や省エネルギー設備を導入する際の費用の一部を助成するものです。これまでに、太陽光発電は70台以上、薪ストーブは100台以上が設置されており、温室効果ガス排出削減に寄与しています。

また、普及啓発事業の一環として、平成19年からは、町の森林資源である薪に親しむユニークなイベント「薪・牧・巻トリプルまきフェスタ」を開催しています。イベントでは、町内児童を対象とした伐採、薪割り、薪運び体験が行われるほか、制限時間内に積んだ薪の高さや、テーマに沿った薪アート作品を通気性、安定性等の観点から評価する競技「全日本薪積み選手権大



▲葛巻高校生によるクリーンエネルギー施設見学の様子

会」が開催されます。大会には地元の子どもから大人のほか、町と関わり深い都市部の企業も参加し、薪を通した都市と農山村の交流につながることも、豊かな森林づくりや地域の森林資源利活用の大切さを学ぶ機会にもなっています。

### 町全体がクリーンエネルギーの博物館

本町にはさまざまなクリーンエネルギーを活用した施設があることから、町内の小学校・中学校・高校では環境学習の機会が設けられ、町の取組や施設の見学を通し、地球温暖化問題や持続可能な地域づくりに対する理解を深

めています。

また、町の最重要課題である人口減少問題の解決に向けた取組として平成27年から、町内唯一の高校である岩手県立葛巻高校において、「くずまき山村留学制度」を実施しており、現在は町外から26名の生徒が入学しています。山村留学生は、授業だけでなく、第三セクターを通じた酪農体験、ワイン工場見学、クリーンエネルギーの取組等を学び、農山村が持つ食料供給力、環境保全力、エネルギー供給力等を体感することができます。

さらに、こうした体験や学びを地元で生活している家族や友達に発信してもらうことで、農山村の魅力を知ったり、興味を持つきっかけとなったりするなどの副次的効果も期待できます。

このように、町全体がクリーンエネルギーの博物館のような存在となっており、子どもたちの学びの場となるとともに、町外への情報発信の役割も果たしています。

### これからも町の挑戦は続く

本町は現在消費電力の3・6倍もの電力を発電していますが、その大半は風力発電によるもので、しかも全量が固定価格買い取り制度(FIT制度)



を利用し売電されており、直接町内に供給されているわけではありません。

また、FIT制度を活用した発電事業は、その買い取りに要した費用の大半が「賦課金」という形で電気料金に上乗せされ、どの地域も等しく電気消費者が負担しており、クリーンエネルギーの取組を推進しているからと言って、電気代が安くなるわけでもありません。したがって、「クリーンエネルギーの恩恵を実感しにくい」というのが現状です。

こうした状況を解決するためには、「地域の資源を地域のために使う」こ

とが重要であると考えます。町内で発生する家畜排泄物から取り出した電気や熱を活用した高付加価値農産物の生産や、自家消費型太陽光発電の導入促進による町民の経済的負担軽減、クリーンエネルギーを求める企業の誘致による雇用の創出等、「クリーンエネルギーが豊富な葛巻町に住んでよかった」と実感してもらえるような施策にこれからも挑戦していきます。

岩手県葛巻町 農林環境エネルギー課  
環境エネルギー室

村上 唯



# 町村

# ご当地キャラじまん

Vol.135

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からピックアップ。

東  
ブ  
ロ  
ッ  
ク



北海道岩内町

山形県大蔵村

栃木県高根沢町

昭和60年(1985年)に、岩内町観光協会がマスコットキャラクターの公募を実施し、町民の方のアイデアが採用されて誕生したのが、「たら丸」と「べに子」です。町の名産「たらこ」の親魚「スケトウダラ」がモチーフで、人間と魚のハーフ(魚人)。「たら丸」はねじり鉢巻きとゴム長靴という漁師スタイルで、港町特有の浜言葉を話し、手には岩内町が発祥の地といわれる「グリーンアスパラ」を持っています。「べに子」は、頭に町花の「ハマナス」を飾り、手に持っているのは「ホワイトアスパラ」です。ふたりとも、チャームポイントは「フリッパーのタラコくちびる」。ご当地キャラの黎明期から活躍してきたふたり。今でももちろん8月に開催される「いわない怒涛まつり」には必ず出陣し、町内外のイベントへの参加を通して、町のPR活動に携わっています。

たら丸・べに子

北海道岩内町



たら丸(写真左):1985年8月9日生まれ。性格は時には優しく、時には荒い。特技はスキー、スノーボード、相撲で、ステージPRも得意。趣味は、釣り、温泉、子どもとたわむれること。べに子:たら丸の双子の妹。びん助という弟もいる。

大蔵村公式マスコットキャラクター  
おおくらくん

山形県大蔵村

豪雪地として知られる大蔵村では、厄介者の雪で何かできないかと、平成7年(1995年)に高さ29.43mの巨大雪だるまを作り、「世界一大きな雪だるま」として、当時のギネスブックに認定されました。以降、毎年3月に開催される「おおくら雪ものがたり」に合わせて、雪だるまが制作されることから、平成27年(2015年)、雪だるまをモチーフとした公式マスコットキャラクター「おおくらくん」が誕生しました。トレードマークは、大蔵村特産の「トマト」でできた帽子とポタン。おしりの蛇口からはきれいな雪解け水が出るのだとか。身長168cm、お腹周り4mの大きなからだのせいで、小さい子どもに泣かれてショックを受けることもありますが、持ち前の前向きな性格で、イベントやSNS等大蔵村の魅力や情報発信に日々頑張っています。



雪の世界暦88年8月8日生まれの雪だるまの妖精。好奇心旺盛で、趣味はおと散歩。いつか「耐折温泉」に入ることを見ているが、体質的に無理だと周りから止められているため、現在体質改善のため筋トレしているらしい。

高根沢町イメージキャラクター

タンタン・モモタン

栃木県高根沢町



タンタン(写真右):1998年11月3日生まれの元気でわんぱくなおとこの子。イチヨウの葉に乗って空を飛ぶのが得意。モモタン(写真左):1999年3月27日生まれの元気でチャーミングなおんなの子。高根沢音頭なら誰にも負けない。

平成10年(1998年)、高根沢町の町制40周年を記念して、町のイメージアップコピー「人・自然・元氣」から誕生した「タンタン」。名前は、「高根沢音頭」の歌詞「たんたん田んぼの高根沢」が由来です。翌年には、「タンタン」のお友だちとして、「道の駅たかねざわ元氣あつぷむら」のさくらの花から生まれた「モモタン」も町のイメージキャラクターとしての活動を始めました。「高根沢ちゃんぽん」や「高根沢ジェラート」「うちおんめ」「にっこりなご」など、町の特産品のPR活動も担っています。町内外のイベントへの積極的な参加や、さまざまなパブリックに登場するなど、高根沢町のイメージアップの助けをしています。これからも、愛くるしい笑顔をふりまきながら、ふたり仲良く高根沢町のPR活動に励んでいきます。

次回は、中ブロック(北信・東海・近畿)から紹介します

随 想

「ニューヨークに行きたいか!」と呼びかけるテレビ番組がありました。

学生が、クイズに答えながらニューヨークを目指すものでした。このニューヨークは、北緯40度ラインにあります。上小阿仁村も40度に位置しています。

秋田県は日本海に面し、本州の最北端の青森県と山形県に隣接しています。村は、秋田県のほぼ中央に位置する中山間地域です。村へのアクセスは、羽田空港から大館能代空港

代表して杉を提供しました。なお、天然秋田杉は、非常に希少価値が高く、京都の迎賓館と上野の国立科学博物館に提供して以来、伐採はされていません。

今、世界の人達が快適な生活をするために電気は欠かせないものとなっております。電気は、化石エネルギー(石油や石炭、天然ガス等)に頼っております。しかし、化石エネルギーの消費は、二酸化炭素を増やします。世界全体の二酸化炭



▲豪雨による土砂災害



木を切ったら、植える

秋田県上小阿仁村長

小林悦次

まで1時間10分、空港から車で約25分です。片道約1時間半で、日帰りも可能ですし、空港の駐車場は無料です。

村は明治22(1889)年にでき、村政施行134年になります。自然の恵みによって裕福なことから独立村を貫いています。小規模自治体であるがゆえに、住民への対応は早いと思っております。

2020東京オリンピックに係る国立競技場建設で、森林認証を取得していたことから、村は、秋田県を

素の増加は、地球温暖化を招き、大型台風や豪雨をはじめとした異常気象につながり、自然災害の要因と考えられております。

最近の累計降水量は、1日、2日で300や400mmといったこれまで考えられない量の量です。毎年、各地で豪雨による災害が発生して、山林の崩落などで、たくさんの人たちが亡くなり、家が流されております。

災害の要因となっている二酸化炭素を削減するには、石炭や石油などの化石エネルギーを太陽光や水力発

電、バイオマス発電などの自然エネルギーに代えることだと思っております。そして、森林による二酸化炭素の吸収等によって、二酸化炭素を回収することだと思っております。

もしかしら最近の災害は、山林の手入れや木材の活用が少なくなってきたことが原因ではないかと思っております。山林は、手入れをしないと植え付けの時に密植していることから枯れていくとのこと。これらが、二酸化炭素の吸収減と土砂崩れにつながるかと考えられます。

木材の需要拡大として、中高層ビルの内装材等への活用を期待しております。あるデパートで、コンクリートのフロアを木材のフローリングにしたら、お客さんの滞在時間が、約30分間長くなったとのこと。それだけ、木材は人間に優しく足に負担をかけないのです。滞在時間が延びることで売り上げにも大きく影響します。

また、10年ほど前に、間伐事業で発生した丸太が、道路の脇に積まれています。自由を持っていけるのに、誰も持っていけないのです。今はだいぶ変わりました。チップ材がバイオマス発電やチップボイラーに盛んに使われています。チップの生産は、伐採後、山に捨てていた曲がった木や細い木についてチップとして活用され、チップボイラーにより熱交換され冷暖房に活用されています。

将来における木材の需要と供給を考える時、木を切ったら植えることで、持続可能な循環型の山林経営(1000年生以上)が実現できます。伐採をした後の植え付け率は、全国平均で約30%、秋田県は、15~20%とのこと。

村は、山林整備や水力発電によって脱炭素化を図り、地球温暖化防止に努め、世界の人たちを救うことに貢献してまいります。